

改正

平成一五年 四月二三日規則第五一号
平成一五年 五月三〇日規則第五九号
平成一七年 三月 四日規則第七号
平成一七年 三月三十一日規則第四五号
平成一八年 三月 二日規則第九号
平成一八年 三月二四日規則第一四号
平成一九年 二月二七日規則第六号
平成二〇年十一月二八日規則第七〇号
平成二四年 三月二一日規則第五号
平成二七年 五月一九日規則第三三号
平成二九年 三月三十一日規則第七号
令和 元年 五月三十一日規則第二号
令和 元年 八月 九日規則第二二号

特定非営利活動促進法施行細則を公布する。

特定非営利活動促進法施行細則

(趣旨)

第一条 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）の施行については、特定非営利活動促進法施行条例（平成十年福井県条例第三十二号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(設立認証申請書)

第二条 法第十条第一項の申請書は、設立認証申請書（様式第一号）によるものとする。

2 法第十条第一項各号に掲げる書類のうち同項第一号、第二号イ、第五号、第七号および第八号に掲げる書類には、それぞれ副本一部を添付するものとする。

(公告の方法および縦覧の場所)

第三条 法第十条第二項（法第二十五条第五項および第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、福井県報に登載して行うものとする。

2 法第十条第二項(法第二十五条第五項および第三十四条第五項において準用する場合を含む。)

に規定する公衆の縦覧に供する場所は、福井県地域戦略部県民活躍課とする。

(補正書)

第四条 法第十条第三項（法第二十五条第五項および第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補正は、補正書（様式第二号）によりするものとする。

2 前項の補正書には、補正後の申請書または書類（法第十条第三項の規定に基づき補正するものに限る。）を添付するものとする。ただし、法第十条第一項各号に掲げる書類のうち同項第一号、第二号イ、第五号、第七号および第八号に掲げる書類を補正するときは、それぞれ副本一部を添付するものとする。

(設立登記完了の届出)

第五条 法第十三条第二項の規定による届出は、設立登記完了届出書（様式第三号）によりするものとする。

2 法第十三条第二項の登記事項証明書にはその写し一通を、同項の財産目録には副本一部を、それぞれ添付するものとする。

(役員の変更等の届出)

第六条 法第二十三条第一項の規定による届出は、役員変更等届出書（様式第四号）によりするものとする。

2 法第二十三条第一項の変更後の役員名簿には、副本一部を添付するものとする。

(定款変更認証申請書)

第七条 法第二十五条第四項の申請書は、定款変更認証申請書（様式第五号）によるものとする。

2 前項の定款変更認証申請書に添付する書類のうち、法第二十五条第四項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度および翌事業年度の事業計画書および活動予算書ならびに法第二十六条第二項の規定により添付する法第十条第一項第二号イに掲げる書類には、それぞれ副本一部を添付するものとする。

(定款の変更の届出)

第八条 法第二十五条第六項の規定による届出は、定款変更届出書（様式第六号）によりするものとする。

2 法第二十五条第六項の変更後の定款には、副本一部を添付するものとする。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第九条 法第二十五条第七項の規定による登記事項証明書の提出は、定款変更登記完了提出書（様式第七号）によりするものとする。

2 前項の登記事項証明書には、その写し一通を添付するものとする。

(事業報告書等の提出)

第十条 法第二十九条の規定による書類の提出は、事業報告書等提出書（様式第八号）によりするものとする。

2 法第二十九条の事業報告書等には、それぞれ副本一部を添付するものとする。

(事業報告書等の公開の請求等)

第十一条 条例第九条第一項（条例第十六条において準用する場合を含む。）の請求書は、事業報告書等または役員報酬規程等の公開（閲覧または謄写）請求書（様式第九号）によるものとする。

2 第三条第二項の規定は、条例第九条第一項に規定する閲覧の場所について準用する。

(解散認定申請書)

第十二条 条例第十条の申請書は、解散認定申請書（様式第十号）によるものとする。

(解散の届出)

第十三条 法第三十一条第四項の規定による届出は、解散届出書（様式第十一号）によりするものとする。

2 前項の解散届出書には、解散および清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

(清算人の就任の届出)

第十四条 法第三十一条の八の規定による届出は、清算人就任届出書（様式第十二号）によりするものとする。

2 前項の清算人就任届出書には、清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

(清算終了の届出)

第十五条 法第三十二条の三の規定による届出は、清算終了届出書（様式第十三号）によりするものとする。

2 前項の清算終了届出書には、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付するものとする。

(残余財産譲渡認証申請書)

第十六条 条例第十一条の申請書は、残余財産譲渡認証申請書（様式第十四号）によるものとする。

(合併認証申請書)

第十七条 法第三十四条第四項の申請書は、合併認証申請書（様式第十五号）によるものとする。

2 第二条第二項の規定は、法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項の規定に基づき前項の合併認証申請書に添付する書類について準用する。

(合併登記完了の届出)

第十八条 法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定による届出は、合併登記完了届出書(様式第十六号)によるものとする。

2 第五条第二項の規定は、法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定に基づき前項の合併登記完了届出書に添付する書類について準用する。

(合併の場合の財産目録等の備置き)

第十九条 法第三十五条第一項の貸借対照表および財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第二項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置くものとする。

(検査職員の身分証明書)

第二十条 法第四十一条第三項(法第六十四条第七項において準用する場合を含む。)の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第十七号)とする。

(認定申請書)

第二十一条 法第四十四条第二項の申請書は、認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書(様式第十八号)によるものとする。

(認定の有効期間の更新の申請)

第二十二条 法第五十一条第三項の規定による申請は、認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書(様式第十九号)によりするものとする。

(認定特定非営利活動法人等の定款の変更等)

第二十三条 第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項および第十条第一項の規定は、法第五十二条第一項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定により、法第二十三条、法第二十五条第六項および第七項ならびに法第二十九条の規定を読み替えて適用する場合において、県の区域内および他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄庁であるもの以外のもの(以下「非所轄法人」という。)が、これらの規定による届出または提出を知事にする場合に適用する。

2 前項の規定により届出または提出をする場合には、第六条第二項、第八条第二項、第九条第二項および第十条第二項の規定にかかわらず、これらの書類の写しまたは副本の添付を要しないものとする。

3 法第五十二条第二項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出は、認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書・特例認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書（様式第二十号）によりするものとする。

（代表者の変更の届出）

第二十四条 法第五十三条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、認定特定非営利活動法人の代表者変更届出書・特例認定特定非営利活動法人の代表者変更届出書（様式第二十一号）によりするものとする。

（役員報酬規程等の提出）

第二十五条 法第五十五条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出は、認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書・特例認定特定非営利活動法人の役員報酬等提出書（様式第二十二号）によりするものとする。

2 法第五十五条第一項の規定に基づき提出する書類には、それぞれ副本一部を添付するものとする。

3 非所轄法人が、第一項および次条第一項の提出をする場合には、前項および次条第二項の規定にかかわらず、副本の添付を要しないものとする。

（助成金の支給を行った場合の実績の提出等）

第二十六条 法第五十五条第二項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出は、認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書・特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書（様式第二十三号）によりするものとする。

2 法第五十五条第二項の規定に基づき提出する書類には、副本一部を添付するものとする。

（特例認定申請書）

第二十七条 法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書は、特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書（様式第二十四号）によるものとする。

（合併の認定の申請）

第二十八条 法第六十三条第三項の規定による申請は、特定非営利活動促進法第六十三条第一項または同条第二項の合併の認定を受けるための申請書（様式第二十五号）によりするものとする。

（情報通信の技術を利用する方法による手続等）

第二十九条 条例第十八条第一項から第三項までの規定により、申請等、通知等または縦覧等を電子情報処理組織を使用して行わせ、または行う場合については、福井県行政手続等における情報

通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十九年福井県規則第六号）の規定の例による。

（書面の保存等における情報通信の技術を利用する方法）

第三十条 条例第十八条第一項の規定により同項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法により行わなければならない。

第三十一条 条例第十八条第一項の規定により同項に規定する書面の備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録の備置きを行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルまたは磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルまたは磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 特定非営利活動法人は、前項に規定する方法により電磁的記録の備置きを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録されている事項を電子計算機の映像面に表示し、および書面に出力することができるようにするための措置を講じなければならない。

第三十二条 条例第十八条第一項の規定により同項に規定する書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の閲覧を行う場合は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え付けた電子計算機の映像面に表示し、および書面に出力することができるようにするための措置を講じなければならない。

（その他）

第三十三条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、法の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成一五年規則第五一号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の特定非営利活動促進法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、

所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一五年規則第五九号）

この規則は、平成十五年六月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

（経過措置）

- 2 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号。以下この項において「新不動産登記法」という。）附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有するとされる改正前の不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本または抄本については、新不動産登記法第百十九条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなしてこの規則による改正後のそれぞれの規定を適用する。
- 3 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第百二十四号）第五十三条第五項の規定によりなおその効力を有するとされる同法第五十二条の規定による改正前の商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本または抄本については、改正後の商業登記法第十条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなしてこの規則による改正後のそれぞれの規定を適用する。
- 4 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一七年規則第四五号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年三月三日から施行する。

（様式に関する経過措置）

- 2 改正前の児童福祉法施行細則、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則、行旅病人、行旅死亡人およびその同伴者の救護ならびに取扱規則、福井県団体営土地改良事業補助金交付規則、福井県立自然公園条例施行規則、身体障害者福祉法施行細則、福井県県税犯則事件取締執行規則、災害救助法施行細則、福井県県税条例施行規則、知的障害者福祉法施行細則、老人福祉法施行細則、福井県屋外広告物条例施行規則、福井県訓練手当支給規則、

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則、福井県消防賞じゆつ金および殉職者特別賞じゆつ金規則、福井県市町村振興資金貸付基金条例施行規則、土地改良法施行細則、福井県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則、福井県営土地改良事業換地清算事務取扱規則、福井県自然環境保全条例施行規則、母子及び寡婦福祉法施行細則、生活保護法施行細則、福井県ふるさと海浜公園の設置および管理に関する条例施行規則、福井県青少年愛護条例施行規則、福井県福祉のまちづくり条例施行規則、特定非営利活動促進法施行細則、福井県環境影響評価条例施行規則、介護保険法施行細則、福井県介護保険財政安定化基金条例施行規則、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則、福井県土採取規制条例施行規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則、福井県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則、および福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例の規定に基づき安全安心センターの指定の手続および特定住宅団地等を定める規則に定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一八年規則第一四号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年規則第六号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十九年三月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第七〇号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

- 2 第五条の規定による改正前の老人福祉法施行細則、第七条の規定による改正前の私立学校等に係る学校教育法等施行細則、第八条の規定による改正前の土地改良法施行細則、第十一条の規定による改正前の特定非営利活動促進法施行細則ならびに第十二条の規定による改正前の介護保険法施行細則および障害者自立支援法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二四年規則第五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の特定非営利活動促進法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二七年規則第三三号抄）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年規則第七号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）による改正前の特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項の認定または同法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人によるこの規則の施行の日の属する事業年度以前における海外への送金または金銭の持出しに係るこの規則による改正前の特定非営利活動促進法施行細則第二十六条第一項に規定する認定特定非営利活動法人が海外への送金または金銭の持出しを行う場合の提出書・仮認定特定非営利活動法人が海外への送金または金銭の持出しを行う場合の提出書の提出については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の特定非営利活動促進法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和元年五月三十一日規則第二号）

この規則は、令和元年六月一日から施行する。

附 則（令和元年八月九日規則第二二号）

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

福井県知事 様

申請者 住所または居所
氏名 印
電話番号

設立認証申請書

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

(備考)

- (1) 3および4には、事務所の所在地の町名および番地まで記載してください。
- (2) 申請書には次に掲げる書類を添付してください。
 - ① 定款(法第10条第1項第1号) [2部]
 - ② 役員名簿(役員の氏名および住所または居所ならびに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいいます。)(法第10条第1項第2号イ) [2部]
 - ③ 各役員が法第20条各号に該当しないことおよび法第21条の規定に違反しないことを誓約し、ならびに就任を承諾する書面の謄本(法第10条第1項第2号ロ) [1部]
 - ④ 各役員の住所または居所を証する書面(法第10条第1項第2号ハ) [1部]
 - ⑤ 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称および代表者の氏名)および住所または居所を記載した書面(法第10条第1項第3号) [1部]
 - ⑥ 法第2条第2項第2号および法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面(法第10条第1項第4号) [1部]
 - ⑦ 設立趣旨書(法第10条第1項第5号) [2部]
 - ⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本(法第10条第1項第6号) [1部]
 - ⑨ 設立当初の事業年度および翌事業年度の事業計画書(法第10条第1項第7号) [2部]
 - ⑩ 設立当初の事業年度および翌事業年度の活動予算書(法第10条第1項第8号) [2部]
- (3) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

年 月 日

福井県知事 様

申請者の住所もしくは居所
(または特定非営利活動法人の名称)
申請者名(または代表者名) 印
電話番号

補正書

年 月 日に申請した〔補正する書類の種類〕について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項(法第25条第5項および第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

- 1 補正の内容
- 2 補正の理由

(備考)

- (1) 〔補正する書類の種類〕には、申請書の場合は、その申請書の名称(「設立認証申請書」等)を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称および当該書類を特定することができる文言(「設立認証申請書に添付する法第10条第1項第1号の書類」等)を記載してください。
- (2) 1には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載してください。
- (3) 補正書には、補正後の書類を添付してください。ただし、以下の書類について補正を行う場合は、補正後の書類各2部を添付してください。
 - ① 定款
 - ② 役員名簿(役員の氏名および住所または居所ならびに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいいます。)
 - ③ 設立趣旨書または合併趣旨書
 - ④ 設立もしくは合併当初の事業年度または定款変更の日の属する事業年度およびそれらの翌事業年度の事業計画書
 - ⑤ 設立もしくは合併当初の事業年度または定款変更の日の属する事業年度およびそれらの翌事業年度の活動予算書
 - ⑥ 法第26条第2項の規定により添付する事業報告書等
- (4) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

年 月 日

福井県知事 様

特定非営利活動法人の名称
代表者氏名 印
電話番号

設立登記完了届出書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、登記事項証明書および財産目録を添えて届け出ます。

(備考)

- (1) この届出書には、登記事項証明書2通(うち、写し1通)および財産目録2部を添付してください。
- (2) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

年 月 日

福井県知事 様

特定非営利活動法人の名称
 代表者氏名 印
 電話番号

役員変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日 変更事項	役名	氏名	住所または居所

(備考)

- (1) 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所(または居所)の異動、改姓または改名の別を記載し、また、補欠のため、または増員によって就任した場合には、その旨を付記してください。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足ります。
- (2) 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載してください。
- (3) 改姓または改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓または旧名を括弧を付して併記してください。
- (4) 「住所または居所」の欄には、条例第2条第2項に掲げる書面によって証される住所または居所を記載してください。
- (5) 役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除きます。)は以下の書類を添付してください。
 - ① 当該各役員が法第20条各号に該当しないことおよび法第21条の規定に違反しないことを誓約し、ならびに就任を承諾する書面の謄本(法第23条第2項)
 - ② 当該各役員の住所または居所を証する書面(法第23条第2項)
- (6) 変更後の役員名簿については、2部を添付してください(ただし、法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定により非所轄法人が提出する場合は、1部とします。)
- (7) 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人または特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定に基づき本県以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによることとします。
- (8) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

福井県知事 様

特定非営利活動法人の名称
代表者氏名 印
電話番号

定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

変更後	変更前

2 変更の理由

(備考)

- (1) 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載してください。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載してください。
- (2) 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(法第25条第4項) [1部]、変更後の定款(法第25条第4項) [2部] ならびに当該定款の変更の日の属する事業年度および翌事業年度の事業計画書および活動予算書(当該定款の変更が法第11条第1項第3号または第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限ります。)(法第25条第4項) [2部] を添付してください。
- (3) 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、(2)に掲げる書類のほか以下の書類を添付してください。
 - ① 役員名簿(役員の氏名および住所または居所ならびに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいいます。)(法第26条第2項) [2部]
 - ② 法第2条第2項第2号および法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面(法第26条第2項) [1部]
 - ③ 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書および法第14条

の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書および法第35条第1項の財産目録)(法第26条第2項) [2部]

(4) 法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人または特例認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、(2)および(3)に掲げる書類のほか、以下の書類を添付してください。

- ① 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し(特例認定特定非営利活動法人は除きます。)、同項第2号に規定する認定または特例認定の基準に適合する旨を説明する書類、同項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写しおよび法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- ② 認定または特例認定の通知書の写し
- ③ 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し

イ 前事業年度の役員報酬または職員給与の支給に関する規定

ロ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項および以下に掲げる書類

(イ) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

(ロ) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

(ハ) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

(ア) 収益の生ずる取引および費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引

(イ) 役員等との取引

(ニ) 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者もしくは3親等以内の親族または役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限り、)の氏名ならびにその寄附金の額および受領年月日

(ホ) 給与を得た職員の総数および当該職員に対する給与の総額に関する事項

(ヘ) 支出した寄附金の額ならびにその相手先および支出年月日

(ト) 海外への送金または金銭の持出しを行った場合におけるその金額および用途ならびにその実施日

ハ 法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除きます。)、第4号イおよびロ、第5号ならびに第7号に掲げる基準に適合している旨ならびに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類

- ④ 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項に規定する助成金の支給の実績を記載した書類の写し

(5) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

年 月 日

福井県知事 様

特定非営利活動法人の名称
代表者氏名 印
電話番号

定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本および変更後の定款を添えて届け出ます。

記

1 変更の内容

変更後	変更前

2 変更の理由

(備考)

- (1) 1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表および変更した時期を記載してください。
- (2) この届出書には、議事録の謄本1部および変更後の定款2部を添付してください(ただし、法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により非所轄法人が提出する場合は、副本の添付を要しません。)
- (3) 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人または特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、本県以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによることとします。
- (4) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

年 月 日

福井県知事 様

特定非営利活動法人の名称
代表者氏名 印
電話番号

定款変更登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

(備考)

- (1) この提出書には、登記事項証明書2通(うち、写し1通)を添付してください(ただし、法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定により非所轄庁法人が提出する場合は、写しの添付を要しません。)
- (2) 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人または特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定に基づき、本県以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによることとします。
- (3) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

年 月 日

福井県知事 様

特定非営利活動法人の名称
代表者氏名 印
電話番号

事業報告書等提出書

下記に掲げる前事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称および代表者の氏名)および住所または居所を記載した書面

(備考)

- (1) この提出書には、上記の提出書類各2部を添付してください(ただし、法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定により非所轄法人が提出する場合は、副本の提出を要しません。)
- (2) 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は脚注においてその旨を記載する、あるいは、その他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載してください。
- (3) 5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名および住所または居所ならびにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいいます。
- (4) 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人または特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定に基づき、本県以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによることとします。
- (5) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

年 月 日

福井県知事 様

住所または居所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあつては、名称および代表者の氏名)

事業報告書等または役員報酬規程等の公開(閲覧または謄写)請求書

特定非営利活動促進法第30条または法第56条(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、特定非営利活動法人の事業報告書等または役員報酬規程等の公開(閲覧または謄写)を次のとおり請求します。

- 1 請求に係る特定非営利活動法人の名称
- 2 請求に係る書類の名称
- 3 公開の実施方法(希望する公開方法の口内にレ印を記入してください。)
 - 閲覧
 - 謄写

(備考)

- (1) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

年 月 日

福井県知事 様

特定非営利活動法人の名称
代表者氏名 印
電話番号

解散認定申請書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由および経緯
- 2 残余財産の処分方法

(備考)

- (1) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面(法第31条第3項)を添付してください。
- (2) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

年 月 日

福井県知事 様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所

氏名

印

電話番号

解散届出書

特定非営利活動促進法第31条第1項第□号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

- 1 解散の理由
- 2 残余財産の処分方法

(備考)

- (1) □の部分には、解散事由の区分に応じ、「1」、「2」、「4」または「6」を記入してください。
 - ① 「1」は、「社員総会の決議」(法第31条第1項第1号)によって解散した場合
 - ② 「2」は、「定款で定めた解散事由の発生」(法第31条第1項第2号)によって解散した場合
 - ③ 「4」は、「社員の欠亡」(法第31条第1項第4号)によって解散した場合
 - ④ 「6」は、「破産手続開始の決定」(法第31条第1項第6号)によって解散した場合
- (2) 解散および清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。
- (3) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

年 月 日

福井県知事 様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所

氏名

印

電話番号

清算人就任届出書

下記のとおり(特定非営利活動法人の名称)の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名および住所または居所
- 2 清算人が就任した年月日

(備考)

- (1) 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。
- (2) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

年 月 日

福井県知事 様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所

氏名

印

電話番号

清算終了届出書

(特定非営利活動法人の名称)の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

(備考)

- (1) 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。
- (2) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

年 月 日

福井県知事 様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所

氏名

印

電話番号

残余財産譲渡認証申請書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

(備考)

- (1) 2には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載してください。
- (2) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

年 月 日

福井県知事 様

合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の名称
代表者氏名 印
電話番号

合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の名称
代表者氏名 印
電話番号

合併認証申請書

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する法第10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

(備考)

- (1) の部分には、合併の態様に応じて「合併後存続する」または「合併によって設立する」を記入してください。
- (2) 3および4には、事務所の所在地の町名および地番まで記載してください。
- (3) 申請書には次に掲げる書類を添付してください。
 - ① 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本(法第34条第4項) [1部]
 - ② 定款(法第10条第1項第1号) [2部]
 - ③ 役員名簿(役員の氏名および住所または居所ならびに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいいます。)(法第10条第1項第2号イ) [2部]
 - ④ 各役員が法第20条各号に該当しないことおよび法第21条の規定に違反しないことを誓約し、ならびに就任を承諾する書面の謄本(法第10条第1項第2号ロ) [1部]
 - ⑤ 各役員の住所または居所を証する書面(法第10条第1項第2号ハ) [1部]
 - ⑥ 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称および代表者の氏名)および住所または居所を記載した書面(法第10条第1項第3号) [1部]
 - ⑦ 法第2条第2項第2号および法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面(法第10条第1項第4号) [1部]
 - ⑧ 合併趣旨書(法第10条第1項第5号) [2部]
 - ⑨ 合併当初の事業年度および翌事業年度の事業計画書(法第10条第1項第7号) [2部]
 - ⑩ 合併当初の事業年度および翌事業年度の活動予算書(法第10条第1項第8号) [2部]
- (4) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

年 月 日

福井県知事 様

特定非営利活動法人の名称
代表者氏名 印
電話番号

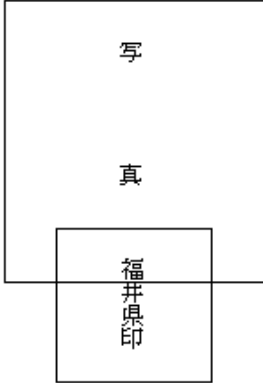
合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する法第13条第2項および第14条の規定により、登記事項証明書および財産目録を添えて届け出ます。

(備考)

- (1) この届出書には、登記事項証明書2通(うち、写し1通)および財産目録2部を添付してください。
- (2) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

〈表 面〉

<p>第 号</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>特定非営利活動促進法第41条第3項(法第64条第7項において準用する場合を含む。)の規定による職員の証</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p> <p>(有効期限 年 月 日)</p> <p style="text-align: right;">福井県知事 印</p>	
--	--

〈裏 面〉

この証を携帯する者は、特定非営利活動促進法第41条第3項(第64条第7項において準用する場合を含む。)の規定により、特定非営利活動法人の業務および財産の状況等を検査する職権を行うものである。

特定非営利活動促進法抜粋

(報告及び検査)

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告及び検査)

第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前2項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(第5項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。)に提示させなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第1項又は第2項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第1項又は第2項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。

6 第3項又は前項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査をする職員が、当該検査により第3項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項又は第2項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第3項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。

7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B78とする。

認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> </div> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">福井県知事 様</p>	主たる事務所の所在地 〒	電話() — FAX() —	本申請において適用するパブリックサポートテスト基準 <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
	(フリガナ)			
	申請者の名称			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名			㊞
	設立年月日	年 月 日		
	事業年度	月 日～ 月 日		
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間) (過去に認定した所轄庁)	有 ・ 無 (年 月 日) (年 月 日) 自 至 ()		
	過去の特例認定の有無 (特例認定を受けた日) (過去に特例認定した所轄庁)	有 ・ 無 (年 月 日) ()		
	認定取消の有無 (取消日) (取り消した所轄庁)	有 ・ 無 (年 月 日) ()		
特例認定取消の有無 (取消日) (取り消した所轄庁)	有 ・ 無 (年 月 日) ()			
特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので申請します。				
(現に行っている事業の概要)				
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役 職	
〒		電話() — FAX() —		
〒		電話() — FAX() —		

(注意事項)

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定または特例認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定(有効期間の更新を除きます。)または認定取消を複数回受けている場合は、直近の認定の有効期間または取消日を記載してください。
- ・ 申請書には知事が別に定める書類を添付してください。
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

申請法人名	
-------	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職
〒 電話() — FAX() —		
〒 電話() — FAX() —		
〒 電話() — FAX() —		
〒 電話() — FAX() —		
〒 電話() — FAX() —		
〒 電話() — FAX() —		
〒 電話() — FAX() —		
〒 電話() — FAX() —		

(注意事項)

- ・ 認定の有効期間の更新を受けようとする法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間(更新申請期間)に更新の申請をしなければなりません。この更新申請期間内に更新の申請をしない場合(災害その他やむを得ない事由により更新申請期間内に更新の申請をすることができない場合は除きます。)は、改めて認定の申請を行うこととなります。
- ・ 認定の有効期間の欄には、直近の法第44条第1項の認定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。
- ・ 申請書には知事が別に定める書類を添付してください。
(既に所轄庁に提出している書類のうち、その記載した事項に変更のないものを除きます。)
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

申請法人名	
-------	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電話() — FAX() —		
〒 電話() — FAX() —		
〒 電話() — FAX() —		
〒 電話() — FAX() —		
〒 電話() — FAX() —		
〒 電話() — FAX() —		
〒 電話() — FAX() —		
〒 電話() — FAX() —		

受付印

認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書・
特例認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書

年 月 日 福井県知事 様	主たる事務所の所在地	〒 電話() -
	従たる事務所の所在地	〒 電話() -
	(フリガナ) 法人名	-----
	(フリガナ) 代表者の氏名	----- (印)
	認定(特例認定)の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき提出します。

定款変更の認証日	定款変更の内容	添付書類	チェック
		・ 社員総会の議事録の謄本 ・ 変更後の定款	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

(注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人または特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

認定特定非営利活動法人の代表者変更届出書・
特例認定特定非営利活動法人の代表者変更届出書



年 月 日 福井県知事 様	主たる事務所の所在地	〒 電話() ー
	(フリガナ) 法人名	
	(フリガナ) 代表者の氏名	⑩
	認定(特例認定)の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき提出します。

異動年月日	変更後の代表者の氏名および住所	変更前の代表者の氏名および住所

(注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人または特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁および所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書・
特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

 年月日 福井県知事 様	主たる事務所の所在地	〒 _____ 電話() _____ FAX() _____	
	(フリガナ) 名称	_____	
	(フリガナ) 代表者の氏名	_____ (印)	
	認定(特例認定)の有効期間	事業年度	
	自 _____年 _____月 _____日 至 _____年 _____月 _____日	自 _____年 _____月 _____日 至 _____年 _____月 _____日	

特定非営利活動促進法第55条第1項(第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬または職員給与の支給に関する規程	チェック欄	⑤ 給与を得た職員の総数および当該職員に対する給与の総額に関する事項	
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類)		⑥ 支出した寄附金の額ならびにその相手先および支出年月日 ⑦ 海外への送金または金銭の持出しを行った場合におけるその金額および用途ならびにその実施日	
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		(3) 法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イおよびロ、第5号ならびに第7号に掲げる基準に適合している旨および法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	
② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項			認定基準等チェック表(第3表) ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。 「役員の状況」第3表付表1 監査証明書または 「帳簿組織の状況」第3表付表2
③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引および費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引			認定基準等チェック表(第4表)(初葉) 認定基準等チェック表(第5表)
④ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者もしくは三親等以内の親族または役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。)の氏名ならびにその寄附金の額および受領年月日		認定基準等チェック表(第7表) 欠格事由チェック表	

(注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人または特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁および所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

「認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書・特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」の記載上の留意点等

- 1 この用紙は、認定特定非営利活動法人または特例認定特定非営利活動法人が、特定非営利活動促進法第55条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、毎事業年度開始の日から3か月以内に特定非営利活動促進法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類を所轄庁(2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人または特例認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁および所轄庁以外の関係知事。)に提出する際に使用します。
- 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。
- 3 提出書類の様式について
特定非営利活動促進法第55条第1項の規定により提出する書類のうち、「法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イおよびロ、第5号ならびに第7号に掲げる基準に適合している旨および法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、認定申請書の添付書類としての「認定基準等チェック表」の第3表(「ロ」の欄の記載は必要ありません。)、第3表付表1・2、第4表(初葉)、第5表、第7表および欠格事由チェック表を使用することができますが、その際には第3表の「年 月 日～年 月 日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用してください。

認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書・
特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

受付印

年 月 日 福井県知事 様	主たる事務所の所在地	〒	電話() —
	(フリガナ)		
	法人名		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名	印	
	認定(特例認定)年月日	年 月 日	
認定(特例認定)の有効期間	自	年 月 日	至
	年 月 日	年 月 日	

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)に規定する助成の実績を以下のとおり提出します。

支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助 成 対 象 の 事 業 等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

「認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書・特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」の記載上の留意点等

- この提出書は、認定特定非営利活動法人または特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第55条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により助成の実績を記載した書類を所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。
- 「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書

受付印



年 月 日

福井県知事 様

主たる事務所の
所在地

(フリガナ)

申請者の名称

(フリガナ)

代表者の氏名

設 立 年 月 日

事 業 年 度

過去の認定の有無
(過去に認定した所轄庁)

過去の特例認定の有無
(過去に特例認定した所轄
庁)

〒

電話() —
FAX() —

年 月 日

月 日 ~ 月 日

有 ・ 無

()

有 ・ 無

()

印

特定非営利活動促進法第58条第1項の特例認定を受けたいので申請します。

(現に行っている事業の概要)

上記以外の事務所の所在地

左記の事務所の責任者の氏名

役 職

〒

電話() —
FAX() —

〒

電話() —
FAX() —

〒

電話() —
FAX() —

(注意事項)

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ特例認定申請書を提出することができません。
- ・ 法人の設立の日から5年を経過していない法人でなければ特例認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定または特例認定を受けたことのある法人は特例認定申請書を提出することができません。
- ・ 申請書には知事が別に定める書類を添付してください。
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

(特例認定申請書次葉)

申請法人名	
-------	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職
〒 電話() — FAX() —		
〒 電話() — FAX() —		
〒 電話() — FAX() —		
〒 電話() — FAX() —		
〒 電話() — FAX() —		
〒 電話() — FAX() —		
〒 電話() — FAX() —		
〒 電話() — FAX() —		

特定非営利活動促進法第63条第1項または同条第2項の合併の認定を受けるための申請書

受付印

年月日 福井県知事様	主たる事務所の所在地 〒 電話() — FAX() —		
	(フリガナ)		
	申請者の名称 (フリガナ)		
	代表者の氏名 印		
	認定(特例認定)年月日 年 月 日	法第63条第1項申請において適用するパブリックサポートテスト基準 <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
	<input type="checkbox"/> 認定の有効期間 <input type="checkbox"/> 特例認定		自 年 月 日 至 年 月 日
	事業年度 月 日 ~ 月 日		

特定非営利活動促進法第63条 第1項
第2項 の合併の認定を受けたいので申請します。

法人名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併後存続する法人名または 合併によって設立する法人名 (代表者名)	電話() — FAX() —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話() — FAX() —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話() — FAX() —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人が複数ある場合には、次葉に記載してください。			

(注意事項)

- この申請書は、特定非営利活動促進法第63条第3項の規定に基づき、同条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人または同条第2項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人が、同法第34条第3項の認証の申請に併せて、所轄庁に提出してください。
- 申請本文の〔第1項
第2項〕は、いずれか一方の不要文字を二本線で抹消します。
- 区分欄は、その法人が該当する一つを「○」で囲みます。
- この申請に係る実績判定期間については、合併後存続する法人または合併によって消滅する各法人(合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人)の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間となります。
- 申請書には知事が別に定める書類を添付してください。

申請法人名		(合併認定申請書次葉)	
法人名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併によって消滅する法人名			認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
(代表者名)	電話() — FAX() —		
合併によって消滅する法人名			認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
(代表者名)	電話() — FAX() —		
合併によって消滅する法人名			認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
(代表者名)	電話() — FAX() —		
合併によって消滅する法人名			認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
(代表者名)	電話() — FAX() —		
合併によって消滅する法人名			認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
(代表者名)	電話() — FAX() —		
合併によって消滅する法人名			認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
(代表者名)	電話() — FAX() —		